

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年10月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第103号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 7条の 2中「第12条第 3項」を「第12条第 4項及び第 5項」に改める。

第 6号様式の 2の 8（裏）中「80万円」を「 809,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年10月20日から施行する。ただし、第 6号様式の 2の 8の改正規定並びに次項及び附則第 3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、

新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。